

第2章 都道府県知事の認定について

第1節 第一種贈与認定個人事業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》

贈与税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

○（贈与者）先代事業者の要件

1. 贈与年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るもの（65万円の青色申告特別控除※6）に限る。）を提出していた者であること
2. 贈与年の前年において、特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当しないこと
3. 贈与年の前年において、特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当しないこと
4. 贈与年の前年において、特定事業用資産に係る事業の総収入金額が零を超えること
5. 贈与年の前年において、特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと
6. 認定申請時まで贈与した特定事業用資産に係る事業を廃止した旨の届出を提出していること
7. 既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をした者でないこと※7

※6 令和2年分以後の所得税については、55万円の青色申告特別控除となります。

※7 既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしている先代事業者は、再度この制度の適用に係る贈与をすることはできません。

ただし、同一年中に限り、事業ごとに個人事業承継者に対し贈与することも可能です。この場合において、個人事業承継計画の提出及び認定申請は個人事業承継者ごとに行ってください。

第2章 都道府県知事の認定について

第1節 第一種贈与認定個人事業者

- 先代事業者は贈与以前3年間、青色申告書を提出していること

先代事業者は贈与の日の属する年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限る。）を提出していることが必要です。

- 先代事業者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業が資産保有型事業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、資産保有型事業に該当しないことが必要です。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が資産保有型事業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業が資産運用型事業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、資産運用型事業に該当しないことが必要です。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が資産運用型事業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業の総収入金額が零を超えていること

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、総収入金額が零の場合には、認定を受けることができません。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業の総収入金額が零の場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者が事業を廃止した旨の届出書を提出していること

先代事業者は認定申請時までに納税地の所轄税務署長に対し、事業を廃止した旨の届出書（所得税法第229条に定める届出書をいう。）を提出していることが必要です。

第2章 都道府県知事の認定について

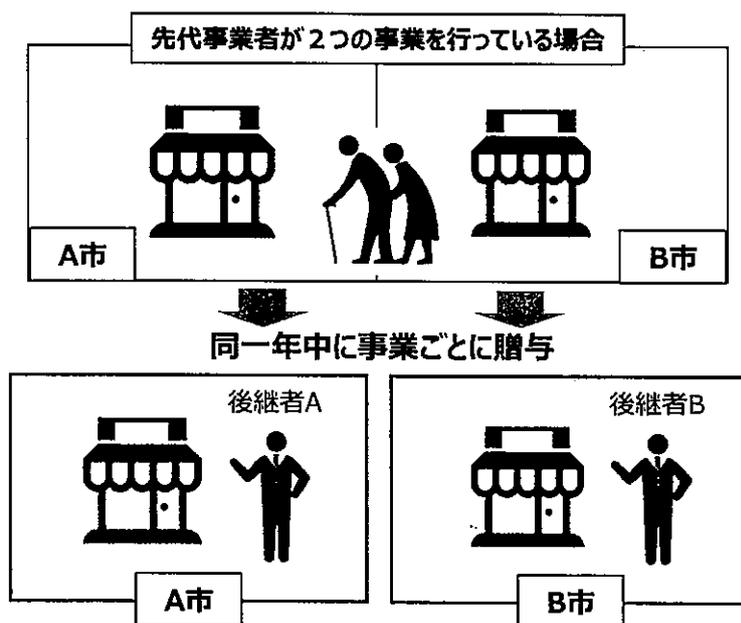
第1節 第一種贈与認定個人事業者

- 先代事業者は既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと

既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしている先代事業者は、再度この制度の適用に係る贈与をすることはできません。

ただし、同一年中に限り、事業ごとに個人事業承継者に対し贈与することも可能です。この場合において、認定申請は個人事業承継者ごとに行ってください。

【複数人へ贈与できる場合】



先代事業者が複数の事業を行っている場合には、同一年中に限り事業ごとに後継者へ承継することができます。

- 個人事業承継計画に記載された先代事業者であること

早期かつ計画的な事業承継を促進するため、事業承継税制の適用を受けるにあたっては、個人事業承継計画の作成を求めています。この計画に記載された先代事業者からの贈与でなければ認定を受けることができません。

個人事業承継計画は、個人事業承継計画の申請マニュアル及び記載例を参考に、可能な限り具体的に記載してください。